慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 「総評」運動史における国鉄労働組合：「国鉄二〇年史」によせる |
| Sub Title | The National Railway Worker's Union as described in the "20 year history of the National Railway Worker's Union" in the history of the General Council of Japanese Trade Union |
| Author | 飯田, 鼎 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1968 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.61, No.11 (1968. 11) ,p.1115(1)- 1133(19) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19681101-0001 |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19681101-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 「総評」運動史における国鉄労働組合

## ――「国鉄二〇年史」によせる――

飯田鼎

一、日本労働組合運動におけるイデオロギー論と組織論
二、「総評」結成時における官公労働組合と産業別組合
三、国鉄「新潟闘争」の意義

### 一

ナショナル・センターとして、戦後のわが国労働運動を支配し指導しつづけてきた日本労働組合総評議会、いわゆる総評は、いま大きな危機に直面しているといわれる。かつて民間産業の一大単産として総評を支えた炭労は、高度成長政策のもとで強行された合理化政策――エネルギー革命――のもとで昔日の面影を失い、[1] 一方、官公労働運動のなかで特異な存在を誇ってきた日教組も、内部的な欠陥からする組織的な弱体化と政府のイデオロギー攻勢にあって低迷をつづけていることは[2]否定しえない現実である。この二大組合の衰退をみるまでもなく、最近では、重化学工業労働者の支柱ともいうべき鉄鋼労連や合化労連も、資本の自由化を前にして再編成されつつある独占資本の新たな攻撃にさらされながら、次第に重大な転機

を迎えようとしている。すなわち、前者に加盟する組合のなかにはＩＭＦ・ＪＣ（国際金属労連・日本支部）に加入する組合があらわれはじめ、総評の指導体制に批判的な空気が次第につくり出されるに至り、後者の場合、民間の巨大独占企業の労働組合は、脱退を宣言するものが多くなり、組織的に大きな動揺を来しつつある。

もちろん労働運動の発展は直線的な前進ではなく、資本との対決のさまざまな局面において幾多の迂余曲折を経ながら、ジグザグの発展をとげ、全体として労働者階級の力が強化され、その解放の方向に向うものであることは、歴史的経験が示すところである。従って、総評の不振が、そのまま労働組合運動の退潮を意味するというように単純に考えることは危険である。だが総評が、戦後の日本における労働組合主義の確立にとって欠くことのできない役割を果したにもかかわらず、その退潮が必至の現実となったとすれば、そのような「日本的労働組合主義」のあり方こそ、まさに再検討されなければならないのではなかろうか。一九五〇年、朝鮮戦争の勃発という危機的状勢、「冷い戦争」から「熱い戦争」への転化の渦中に、真の労働組合主義の確立をスローガンとして結成をみた総評[4]が、その後の幾多の輝かしい業績、たとえば、反戦平和運動、全面講和条約締結の運動、産業別統一闘争の推進、スト規制法反対闘争、合理化反対闘争、教育二法案反対闘争、生産性向上運動にたいする反対、砂川基地反対闘争、日教組の勤務評定反対闘争、春期闘争方式の確立、警察官職務執行法改正案反対運動、日米安保条約反対闘争、三井三池闘争など数え上げればそのほかに多くの抵抗運動がみられるのであるが、しばしば「何でも反対！」という中傷と誹謗にもかかわらず、少しもたじろぐことなく、反動的な方向を辿る戦後日本の政治、経済および社会状勢に対して真向から挑戦し、それをくいとめるべく全力を尽し、労働組合運動を真に大衆のものとし、わが国の民主主義を定着化させた功績は何人も認めざるをえないであろう。しかし過去の業績のはなばなしさに比べて、現在の総評の沈滞、不活潑そして組織的弛緩をみるとき、これらをたんに、同盟を中心とする組織的な切り崩しや裏切り行為に帰することは、一見まことに尤もなようであるが、もし、このような態度をもって総評が満足しているとすれば、それは大きな誤りといわざるをえない。何故ならば、同盟はたしかに総評から分裂したものではあり、敵対的なものでありながらも競合的団体であり、それは何よりもイデオロギー問題であるとともに組織問題だからである。総評から分裂した組織として総評に敵対することが――そのストライキ破り＝第二組合を組織することをもって〝新しい組合づくり〟と称する方法についてはしばらくおき――もし裏切りであるとするならば、総評もかつてその創立にあたって民主化同盟系の指導者が共産党から裏切り者と攻撃された事実を想起すべきであろう。従って総評は、現時点での不振をそのような外部的な要因のみに帰することなく、何よりもまず自己の内部的問題、すなわち運動指導上の問題、そしてさらに組織の問題について深刻な反省を行うことが絶対に必要となるであろう。それによって、一方において指導性の確立、そして他方において体質の改造を行うことが必要となる。そしてこの従来までの総評の体質が、実に指導性の確立を大きく制約した重要な条件であって、その体質のもつ欠陥が正しく把握されなければならない。

（1）「炭労十年史」（一九六四年、労働旬報社）は、三井三池闘争の前段階までをあつかっているが、このような炭鉱合理化の問題の根底には、エネルギー革命（＝高度経済成長政策）の問題があることを指摘している。しかしこの合理化反対の運動を有効におしすすめるために何が必要であるかという点を、国際的な労働運動の経験から学ぶことの必要性については全く無視されている。たとえば、「炭鉱国有化政策」というさし迫った問題が、炭労によって提起されながら、総評によってさして真剣にとりあげられず、また社会党もまったく無関心をよそおっている。総評（＝社会党）の凋落は、高度に発展した独占資本主義国の諸矛盾が、たとえば炭鉱労働者に転嫁され、〝古典的〟な自由放任主義政策――政策ではない、放任という無策か!?――をとりつづける政府にたいして、積極的な働きかけをしないことの必然的帰結である。それゆえ、エネルギー革命が、炭労の衰勢の最大の理由ではないし、またかりにそうであるとしても、イギリスやドイツの炭鉱業の労働者が、わが国よりは、はるかに安定した労働諸条件のなかにおかれていることを思うとき、炭鉱国有化のための闘争の重要性を強調せずにはいられない。

（2）この点について、筆者は、「日教組二〇年史」（一九六七年、労働旬報社）を論評するなかで、簡単にふれたことがある。くわしくは、拙稿「戦後の教育労働運動についての一素描――日本教職員組合編『日教組二〇年史』の批判的考察を通じて」三田学会雑誌第六一巻第三号を参照。

（3）総評の労働組合主義は、その創立大会において採択された大会宣言に明らかである。やや長くなるが左に引用してみよう。「しかも戦後日本の労働運動の主流をなそうとした極左的労働運動の展開は、国際的には共産党の支配傾向が濃化した世界労連と相呼応し、いっさいの客観的

諸状勢と主体的条件を無視して、いたずらに労働組合を暴力革命の動員部隊化しようとしたため、労働者の現実の利益は擁護されず、かえって反動勢力を助長する結果となった。

われわれは真に組合員ひとりびとりの利益を擁護するため、労働組合の主体性を確立し、極左極右の反動勢力を排除して、自由にして民主的な労働運動の発展と民主的労働戦線の統一を提唱し、戦いつづけてきた。

この闘争は、今や労働階級の圧倒的支持によって民主的労働運動はほうはいとして拡大強化され、国会闘争共同委員会の結集となり、吉田反動内閣に対し一大脅威を与えつつある。ここに国会闘争共同委員会に結集された労働組合は、さらに一歩前進し、反動勢力と徹底的に戦い続けるため、日本労働組合総評議会準備会を結成した。われわれの指向するものは、威力ある大産業別単一組織の確立と、志を同じくする全世界の労働者の提携を支柱とし、戦後における民主的労働戦線の最終的統一拠点となることである」（日本労働組合総評議会編「総評十年史」、一九六四年、労働旬報社、一九〇―一九一頁、但し傍点引用者）。

「大産業別単一組織の確立」という目標は、二〇年経った今日、果してどの程度、達成されているであろうか。総評のなかでも重要な地位をしめる全逓委員長で、反共統一戦線論のチャンピオンとして知られる宝樹文彦氏が、「労働組合の組織結集は、つねに資本よりも強く、より大きく、相手を上回る力を団結によって作り上げることが組織の基本原則である。たんに資本の管理機構を見合わせたにすぎない組織づくりでは、誤りであり、労働者の利益とはならないからである。一企業一組合、一産業一産業別組合、一国一ナショナル・センターという労働組合の組織原則を確立するためにも、産業別労組幹部の話し合いを急速に進めなければならない」（宝樹文彦「労働戦線統一再論」月刊「労働問題」（日本評論社刊）一九六八年八月号、四七頁以下。但し傍点引用者）とのべているのをみるとき、わが国の労働運動は、まさしく出発点に帰り、卑俗な表現が許されるならば、「ふり出しにもどった」かのような感を深くする。二〇年間が全く空白であったというわけではないが、組織問題にかんしてはほとんど一歩も前進しなかったということは苛酷であろうか。

（4）この点にかんするもっとも印象的な叙述を、われわれは、高野実「日本の労働運動」（岩波新書）のなかの「総評を軸とする統一政策」にみることができる。

総評の体質のもつ特異性は、一九五〇年、その創立のそもそもの事情、いやさらにさかのぼって、第二次大戦後のわが国の労働組合運動の発足のときの状勢によって決定的に条件づけられたところであった。戦前の労働運動のもつ伝統が、生き残りの指導者によって、新しい運動のなかにもち込まれたことは、たとえば、政党の政治的＝イデオロギー的支配が労働組合運動を強く拘束し、全体として組合民主主義の確立を困難にしたということ、そのような禍根が長く残されたという点が指摘されなければならない。[2] そしてそれは一方において、今日に至るまで、政党による組合支配という形でつづいており、他方また、総評結成の重要な背景となり、その積極的な理由ともなったのであるが、しかしそのことは、総評結成時における特殊な状況に比べて、その後の日本労働運動に及ぼす影響としては、無視しえないほどの重要性をもっていると考えられる。

それでは、その後の日本労働運動の体質に決定的な影響を与えたと思われる総評結成時における特殊状況とは一体、具体的には何を指すのであろうか。さきにのべたように、総評の結成は、労働組合運動にたいする共産党の支配から脱却し、議会制民主主義の上に立つ日本社会党と労働組合とを結びつけようとする民同派の運動として発足したことは周知の事実であるが、[3] その決定的な問題の焦点が、イデオロギー闘争に集中し、それと関連して組織問題が充分に意識され論議されることなくして、このナショナル・センターが早急に結成されたことであった。日本労働運動における組織問題のしめる特異な重要性が、この場合、総評傘下の各指導によって充分意識的にとりあげられるほどに理解されていなかったのか、それとも意識されてはいても、ことさらに回避されたのか、その間の事情は明らかではないが、ともかく、総評結成のもっとも基本的問題が、イデオロギー問題として提起され、それに比較して産業別組合への再編成という方向での努力――組織問題への関心度はきわめて薄かったか、あるいはほとんど問題にならなかったことは、もっとも重大な事実として指摘されなければならない。もちろん筆者は、総評創立の前段階において、労働組合の産業別結集の方向が皆無であったといっているのではない。いわゆる一九四七年の二・一ゼネスト以後、産業別化傾向があらわれはじめ、電産労協が、この年の五月、日本電気産業労働組合として、また国鉄総連が翌六月、国鉄労働組合として再編成され、[4] また日本教職員組合も結成されたのだが、このほかに本格的な産業別組合として注目すべきものとして、戦前からの伝統をうけつぐものとして、日本海員組合の動きがあるが、[5] そのほかは、産業別組合というよりは、民間における産業別連合体としては、私鉄総連、全銀連の結成、あるいは、の

ちに炭労となって統一される総同盟系の日本鉱山労働組合（日鉱）、産別会議系の全日本炭鉱労働組合（全炭）、中立系の日本炭鉱労働組合総連合（炭連）があった。一方において、このような産業別結集への方向が強くなるとともに、他方、分解の傾向が、共産党の指導のもとにあった産別会議からの脱退という形であらわれはじめ、とくにその中心をなしていた新聞放送労働組合の産別会議脱退問題を契機として、産別会議の勢力はいちじるしく削減されるに至った。全体的にみてこのような動きは、産業別化傾向というものが自然発生的には、微弱な動きとしてとどまり、海員組合を別として、本来の産業別組合が、官公労働者の組合としてしか存在しえなかったということを意味するのであり、この点が総評成立時における基本的な契機としての、組織問題をともなわない形でのイデオロギー問題の重視という点に密接な関連をもってくるのである。以上のような視点から、われわれはややくわしく総評成立時の問題について考察する。その過程を通じて、国鉄労働組合はどのような役割を演じたかを考察し、最後に総評運動史において占める官公労働組合の地位を確定し、総評のもつさまざまの問題についてふれることにしよう。

（1）この事実を如実に物語るものとして、高野実氏が、戦前からの「生き残り」松岡駒吉の家をおとずれ、協力を要請したときのエピソードはまことに象徴的というべきであろう。

「われわれ三人は、こもごも一つの統一労働同盟をつくりたい、といった。そして、（1）戦後の労働組合運動は、賃金および労働条件の改善のみならず、破壊された産業の復興のために闘う、（2）産業別組合の連合体とする、（3）政党加入の自由、の三つの原則を示した。松岡は黙っていた。それから三十分余りも別室にいってしまった。それから、とう椅子にもどった。「よろしい！　諸君の提案に賛成しましょう。高野君らは、戦前、私の悪口を宣伝したものだが、今日は悔い改めて協力を求めるというのだから、快諾しましょう」といった。――私は悔い改めたらしい。

しかし、その時、私らを驚かしたのは、松岡が三井の井坂孝、郷誠之助をはじめ、財閥の巨頭連にむかって、新日本建設の主体たる全国労働組合会議の結成に賛意を与えようと、さかんに歴訪していることであった。

彼は「僭越ながら、松岡の名で全国労働組合を招集したいから、その点諒解してほしい」といった。われわれはこれに賛同した。十月十日（一九四五年……筆者）午前十時から東京蔵前工業会館で、第一回労働組合懇談会がひらかれた。全国から戦前労働運動の古い幹部百余名が参集した」（傍点引用者、高野実「日本の労働運動」（岩波新書）一〇―一一頁。また、これと同じようなことを、故末弘厳太郎氏は、つぎのように表現している。「かかる空気のもとに、戦前の組合指導者と無産政党の党員達は一斉に立ちあがった。或るものは組合運動の再建を通じて労働組合主義と社会民主主義の実現を期し、或るものは更に進んで社会主義的もしくは共産主義的革命の実現を夢みながら活発に活躍した」（末弘厳太郎「日本労働組合運動史」一九五四年、中央公論社、一四五頁、但し、傍点は著者）。以上の二例は、戦前の指導者が、戦後の組合の設立および指導の面において果した重要性を指摘したものであるが、これとはまったく対照的な立場に立つ見解が、大河内一男氏によってのべられているのが注目をひく。「敗戦直後の労働組合運動についての興味ある事実は、その組合の結成と組合の運営とについての指導的人物の性格についてである。戦前の組合における職業的指導者は、戦後の組合の結成やその運営について、ほとんどなんらの指導をも行うことなく、組合の結成は、すべていわゆる新人が、職場の中から登場していった。その意味では、戦後の労働組合は、まことに自主的な仕方で結成されたといってよいのである」（大河内一男「戦後日本の労働運動」（岩波新書、五六頁）。しかし、大河内氏の見解はやや極端である。まさしく、白井泰四郎氏が指摘するように、戦後の総同盟の再建などにおいては、戦前の生き残りの指導者の力が非常に大きかったことが、実証的にのべられている（講座「日本の労働問題」大河内一男・藤田若雄編集「労働組合運動史」（一九六二年、弘文堂）所収、「日本労働組合総同盟の運動」参照）。

（2）これについての興味ある論文として、岡本宏「無産政党形成問題と統一戦線」（労働運動史研究会編集「統一戦線の歴史」、労働運動史研究四八号、労働旬報社、一九六八年）参照。

（3）これについては、「総評十年史」第一篇「総評結成の背景」、8「組合民主化運動の発足」がくわしい。

（4）前掲書、八一頁。

（5）この問題についてくわしくふれたものとして、笹木弘「船員労働組合の特殊性とその根拠について」（社会政策学会編「戦後日本の労働組合、一九五六年、有斐閣）、および、同「産業別組合と労働運動」（社会政策学会編「戦後労働運動の展開過程」社会政策学会年報第15集、御茶の水書房、一九六八年）参照。

## 二

一九五〇年、総評の結成は、戦後における日本的労働組合主義の成立を象徴する事件であった。それは、一九四五年の敗戦以来、占領軍の保護および助成があったとはいえ、自然発生的に爆発的な発展を記録した労働組合運動が、共産党・社会党を中心とする革新政党との関係において、総同盟、産別会議の二大勢力に分極化され、二・一スト直後、共産党の産別

指導に批判的な勢力として産別民同が発生し、また一方、一九四九年、国鉄民同の提唱により、総同盟左派を中心として、全国労働組合会議準備会の結成大会が開かれたことから始まったのであった。かくして総同盟第四回大会において、新産別との合同をめぐって左右が衝突し、総主事、高野を中心とする左派が右派を圧倒し、ここに後の総評の基本線が定められたといわれる。[1] ところで、このなかで、国鉄労働組合は、いかなる地位をしめたのであろうか。

総評結成の母胎となった民主化同盟の動きのなかで、国鉄労組はきわ立った役割を果しているのであるが、そのはじめは一九四七年一〇月に結成された国鉄労働組合反共連盟の結成にみられる。そして全逓や電産を含む産別会議内部にもこうした動きが活発になり、やがて、産別民主化同盟の結成となってあらわれるとともに、国鉄労組民主化同盟とその名を改めたのであった。[2] この過程は同時に、日教組、自治労協、都労連、新全農林、大蔵職組の全官公からの脱退、そしてそれに代る組織としての官公労の結成を意味していた。[3] 藤田若雄氏は、これについて、「国鉄大家族主義なる価値体系をもっと一般化し、筆者の表現になおせば、学歴別年功秩序であるが、その中に潜在する矛盾が、終戦時点において顕在化し、『反逆』が産別系組織や共産・革同派として組織化し、それが、『忠誠』の組織化＝民同結成を促進したのである」[4] とのべている。大企業における「企業忠誠」のエートスと共産党に対する感情的敵対と反撥の心情とを裏腹にもつ民同勢力を代表する細谷松太が、総評結成にあたって総同盟の高野に敗退せざるをえなかったのは、旧組合主義者として、指導者の個人的色彩の強い旧型全国組合には適応しえたものの、その指導者が従業員幹部であるところの戦後の新型組合には到底対応しえなくなったことを意味していた。[5]

しかしながら総評の結成は、一般に指摘されるように、㈠労働組合運動の指導部における共産党フラクションの排除、㈡個人的色彩の強いまた個人的つながりに組織の基礎をおく旧型指導者から企業別組合の指導者に基礎をおくところの新型の指導者にその覇権がうつったとしても、それは総評結成という歴史的事件についての消極的評価にとどまっており、毫も積極的評価を含んでいるということはできない。それでは、いうところの積極的評価とは何であるかといえば、総評は実に、〝日本的〟労働組合主義の形成に画期的な意義を付与した点に求められなければならない。しばしば指摘されるように、戦後もっとも早い時期に結成をみた産別会議と日本労働総同盟とは、その組織方針、および政策などに異質的なものがありながらも、二・一ゼネスト以後の新しい状勢に対応しえず、やがて総評の結成となったのであるが、総評の性格は、前二者とはいちじるしい対照性を示したのであった。[6] 国鉄労組の佐藤繁が、主として原案作成にあたったといわれる憲章、すなわち基本綱領は、朝鮮動乱の勃発を契機として、とみに高まってきた資本攻勢の激化、そしてまたそれにともなって抬頭しようとするファシズムに対する闘争を強調し、また組合本来の経済領域における闘争と闘争目標を明示し、民主的な労働組合の国際的提携のあり方を考慮したものであった。すでに一九五〇年三月一一日、神田の教育会館で開かれた準備大会には、二つの連合団体、すなわち、日本労働組合総同盟（総同盟）と全日本労働組合連盟（全労連）のほか、つぎの一五の産業別または企業別組織が代表をおくった。日本教職員組合、国鉄労働組合、日本炭鉱労働組合準備会、全逓信従業員組合、日本電気産業労働組合、全日本海員組合、全国自治国体労働組合協議会、日本私鉄労働組合総連合、全日本金属鉱山労働組合連合会、全国蚕糸労働組合連合会、東京都労働組合連合会、全農林省労働組合連合会、重電機労働組合連合会、全日本亜炭労働組合連合協議会、日本放送協会労働組合であって、その他若干の組織が、オブザーバーとして代表者をおくったのである。そして、七月一一日から一二日にかけての結成大会までに若干の変更をみるのであるが、ここに注目すべきことは、この時期に主導権を掌握した労働組合としての国鉄労組の地位である。すなわち、一般に総評の中核は、その誕生が、民主化同盟によって推進されてきたことからも明らかなように、全逓、炭労、日教組および海員組合などとならんで、国鉄労組が指導的な役割をしめていたことはいうまでもない。だが、のちに公労協を結成すべき国鉄労組や全逓および日教組は、いわゆる官業労働組合として、完全な全国的な産業別組合である。しばしば看過され易いことであるが、総評が、組織問題としては、あまり

問題をもっていない産業別の官公労働者の組織が中核となって結成され、産業別組合としてはまったく未成熟の企業別連合体がこれに参加する形をとったところにきわめて大きな問題があったのである。

（1）村上寛治「総評物語」上巻八三―七頁参照。
（2）国鉄労働組合編「国鉄二〇年史」一九六七年、労働旬報社、二七二―二七三頁。
（3）前掲書、四一一頁。
（4）大河内一男、藤田若雄編集、講座「日本の労働問題」（一九六二、弘文堂）Ⅳ「労働運動史」所収、第二章全日本産業別労働組合会議の運動、七七頁参照。
（5）「総評は、その方針こそ対照的であれ、むしろ産別や全労連と同様の、新型産業別連合という組織の性格をとることになった。その幹部は、従業員幹部であり、職場大衆の動向に前者よりはるかにつよく緊縛されていた。すなわち前者の組織が比較的指導者の個人的指導という面がつよいのにたいし、後者は大衆の動向にしたがって指導者（幹部）が変っていくという面がつよい組織であった。このような組織の性格は、前期にあっては指導の失敗を直ちに産別の急速な崩壊にまでもたらしていった条件であったが、この期にあっては、総評の比較的急速な変化を可能にする条件になっていたのである。それは企業従業員のオール組織と、その産業別連合という日本の労働組合組織の特性とも関連するところが大きい」（柳橋「戦後労働運動史」五四頁）。
（6）総評結成の背景としての産別民同および総同盟の運動および性格についてふれたものとして、前記、講座Ⅳ「労働組合運動史」所収の二論文、藤田若雄「全日本産業別労働組合会議の運動」および白井泰四郎「日本労働組合総同盟の運動」が参考になるが、とくに白井氏の論文は示唆するところ多い。

清水慎三氏は、戦後二〇年の労働組合運動史を時期区分し、第一段階は、一九四五年、一〇月の民主化指令の時から、二五年の総評成立まで、第二段階は、一九五一年三月の総評第二回大会から、いわゆる安保・三池といわれた時までを含む一九六〇年まで、そして第三段階は、一九六一年から今日まで、にわけ、第一および第二段階についてはそれぞれ前期と後期とをわけているが[1]、この時期区分は、総評の運動を中心としてみてきた場合、まことに妥当であるといえる。また氏が第二段階の特徴として、㈠日本の労働組合運動が、占領のオシキセをぬいだということ、それから日本のナショナル・センターと企業別単位組織と、そして、労働者大衆とのこの三者の相関関係を日本の運動なりに結びつけていこうとする独自の運動形態が芽生えていたこと――戦後労働運動の自立化という表現でいいあらわされる時期であること、㈡全国指導の場と一般労働者大衆との間に企業別幹部といわれる下部活動家層が存在しているという事実の承認、㈢前期高野指導の時代に下部に形成されてくる戦闘的活動家と、頂点の総評の全国指導を直結させていって、つまり企業別である幹部をとびこえることによって、その中でサンフランシスコ体制と対決し、民族の苦悩のにない手として、国民総抵抗の旗ふり役になろうとした側面があると指摘したこともまた事実である[2]。しかしここにはきわめて重大なことが看過されている。すなわち組織問題とイデオロギー問題との関連であって、さきに指摘したように、総評が反共主義を旗じるしに民主化同盟によって主導されたとはいえ、それが組合民主主義の確立のための第一歩として、共産主義フラクの排除というイデオロギー闘争を掲げたことは必然的であったといえよう。しかしながら問題は、組合民主主義の確立＝共産党のイデオロギー的支配を排除することによって、それと同時に共産党が指導した産別会議の組織＝産業別組合をすて去り、本来問題にされるべき組織問題が全く無視されてしまったことである。もちろん、「基本綱領」や「当面の行動綱領」には、労働組合組織の強化を目指すいくつかの規定をみることができるけれども、それらはただ「われわれは労働組合組織の強化と闘争力の充実を期して……」、あるいは、「労働組合の産業別整理を促進し、産業別単一労働組合の基礎にたった強力にして行動的な民主的労働組合の統一体実現……」[3]というような抽象的な文章が、スローガンとして掲げられているにすぎない。そして総評の体質は、このような「基本綱領」や「当面の行動綱領」の方針にそって運動を展開しはじめたときに次第に明らかになったのであって、その性格とは、具体的には、その「官公労組主導の結集体」としての性格である。その性格形成は、二・一スト以後の総評結成の背景によっても規定され、とくに、一九四八年七月の芦田内閣のもとにおける官公労働者の争議行為の全面的禁止、国体交渉権の極度の制限を立法化することを訴えたマッカーサー書簡、すなわち政令二〇一号となってあらわれた弾圧によって大

きな影響をうけたことにはじまる。もとより、このマッカーサー指令は、急速に転換しつつあった占領軍の日本占領政策の一側面であり、わが国の労働運動自体をして「解放軍」規定から「占領軍」規定への意識の変革を迫った一大契機であるとともに、敗戦の打撃とはげしい労働攻勢によって、全く自信を喪失していた資本家陣営をして、立ち直りと戦線の整備にとりかかる機会をも与えた。以来、日本の労働組合運動は、占軍領の桎梏のもとで、体制内の組織として順応するという姿勢とともに、占領終結後における労働基本権の奪還をひそかに企図するという「二重の」態度を保持することを強制されたのであって、しかも、このような矛盾と危機とを、もっとも痛切且つ敏感に感じとったのは、いうまでもなく、組織的にはもっとも問題が少く、すなわちほとんど完全に全国的な産業別ないし職業別組合の形態をなしている官公労働者の組織であったし、その組織の規模や闘争力からいっても、総評結成時の状勢において、官公労働者の組合が、この新しいナショナル・センターの中心となり、闘争意慾を燃やしたのは、けだし当然といわなければならない。

（1）清水慎三「運動史のなかの総評」（社会政策学会編「戦後労働運動の展開過程」――社会政策学会年報第15集、一九六八年、御茶の水書房、五七頁）。

（2）前掲、清水氏論文、前掲書五九――六〇頁。

（3）総評結成の日、一九五〇年七月一二日に採択された基本綱領ならびに行動綱領は、当時の日本労働組合運動の苦悶を象徴する歴史的な文書ともいうべきものである。しかしここには、より強く官公労働運動の当面する問題が、日本労働者階級に共通する重要な問題として意識されているのを感ずるのは偏見であろうか。「当面の行動綱領」の三項には、つぎのようにのべられている。

「われわれは労働組合法、労働関係調整法、国家公務員法、公共企業体労働関係法などの民主的改正に労働組合弾圧諸法令の撤廃を実現し、労働者の基本的権利である団結権、団体交渉権、罷業権の確立と政治活動の自由獲得のために闘う」とのべられ、一六項には、「われわれは、労働組合の産業別整理を促進し、産業別単一労働組合の基礎にたった強力にして行動的な民主的労働組合の統一体の実現のために闘う」とのべられ、この二つの運動目標の対比が、きわめて象徴的である（《資料戦後二十年史》、大河内一男編「労働」、一九六六年、日本評論社、一五九頁参照。

筆者はさきに、わが国の労働運動においては、組合分裂やあるいは新しい組織の結成というような重大な局面に、イデオロギー問題が優先し、組織問題と充分に結びつかないことを指摘した。そうした組織問題にたいする真剣なとりくみなしに、イデオロギー問題のみが、あまりにもはげしく強調される点を、わたくしは、日本的労働組合主義の特徴とみる。もちろん、それが、運動の遂行にあたって、きわめて積極的な意義をもち、日本労働者階級の階級的自覚をたかめ、国家権力による抑圧をはじめとするすべての圧迫に耐え抜く原動力となったことは認めなければならない。総評結成直後の一九五一年の第二回大会における「平和四原則」の確認と平和運動の推進にはじまって、平和条約＝全面講和の運動は、全国民の心に、「押しつけられた憲法」から「自主的な平和憲法」への定着を生み、日本の民主主義をして借り物ではなく本物とする契機をつくったのである。そして原水爆禁止運動や砂川軍事基地反対闘争は、信条や政治的立場をこえたヒューマニズムと民族独立の思想を根強くうえつけることとなったのであって、これらのさまざまな運動に総評が果した役割の偉大さを何人も評価せざるをえないであろう。だが、これらのもろもろの運動の背後で、日本の独占資本主義は復活し再編強化され、合理化が強行されたこともまた事実であった。これらの攻勢にたいして、単産共闘による合理化反対、賃上げ闘争、全産業統一賃金闘争による闘いが行われる中で、やがて今日の春闘方式がうち出されるのであるが、組織問題、とりわけ、「産業別単一労働組合」という「当面の行動綱領」によって確認されている重大な目標は、こうした産業別統一闘争によって実現しようとする方針のみが出され、労働者大衆の自然発生性＝経済的闘争の発現のままに放置され、上からの指導性が十分に発揮されることなく終ってしまったことは余りにも重大である。一方において、公労協に結集する国鉄をはじめとする公企業ならびに政府関係労働者の巨大な産業別組合が存在し、争議行為にきびしい法的規制を伴いながらも、厖大な国家財政からの資金をもって賄われるゆたかな共済制度をもち、国家の独占的企業体であるために倒産の危険もなく、老後の保障も比較的配慮されているという巨大な産業別組合――国鉄労組はその典型である――にたいして民間労組の状態はあまりにも対照的である。なるほどそこには、公務員ならびに公共企業体の職員にみられるような労働基本権の剝奪はないとしても、よりは

げしい合理化があり、賃金は一般により高いとしても、老後の保障は薄い。企業別組合の連合体としての各単産は、それがルーズな連合体であり、全く連絡協議機関であるため、財政的にも中央集権的な政策をとることが出来ず、共済制度は、企業内に一方的に依存せざるをえない現状にある。このようにして、一九五五年以後、独占資本の高度成長政策への移行がはじまるなかで、ひとたびは、産業別再編成への途が模索されながら挫折し、一九六〇年以後になると企業別連合体としての民間の産業別統一体は次第にくずれ、総評からの離脱が目立った現象となるのである。

いまや、産業別組合としてはきわめて完全な形態をとるところの公労協に結集する公共企業体および政府関係労働組合と、産業別組合としてはきわめて不徹底な企業別組合の産業連合体との間の不均衡および矛盾は、明白となった。総評の没落は、この矛盾を何らかの形で解決することなくしては不可能であろうし、このまま推移すれば、公務員および公営企業体職員の労働組合のみのセンターとしておちぶれることもありえないことではない。

## 三

一大産業別組合としての国鉄労働組合は、わが国の労働運動の転換期には、必ずといって間違いないほど、闘争の中心となってきた。総評の指導力が低下し、労働組合運動が全体として企業内意識に政策的に閉鎖されつつある現在においてもその地位は不動なものとして変っていない。現在、五万人合理化反対闘争において根強く闘いつづけることができるのは、それがほとんど完全な産業別組合であるからであり、明治以来、長い歴史と伝統の賜物であろうし、第二次大戦後の果敢な闘争の経験の然らしめる結果であろう。そこでわれわれは、戦後日本の労働運動が一九五五年以後にはじまる独占資本の立ち直り、その後の合理化政策の強行のなかで経験してきたはげしい闘争の歴史のなかで、国鉄労組の運動をどのように位置づけるか、この問題について考察することにしよう。

一九五四年～五五年（昭和三〇年）がそれ以後の労働組合運動とそれ以前の運動とを大きくわかつ転換期であることは一般によく知られている。すなわち、日本資本主義は、一九五三年の朝鮮戦争の休戦にともなう平和恐慌によって深刻な打撃をうけ、中小企業の倒産、大企業による中小企業の下請化、系列化がすすみ、そのなかで合理化＝人員整理が強行され、多くの大小の規模の労働争議が頻発した。国鉄新潟闘争もその典型的なひとつであったということができる。

しかしこのような日本資本主義の危機的状勢のなかで、労働運動・労資関係にも新しい変化があらわれはじめ、労働運動が質的な転換をとげようとする反面、これに対抗して、資本の側からのさまざまな政策がうち出されたのである。まず、労働運動の面からいって無視することのできないのは「春季闘争」戦術の確立であろう。五三年秋、炭労、電産、全日通の賃金要求は経営者によって拒否され、五四年春までもち越されたのであったが、これにたいして、鉄鋼労連、合化労連、私鉄総連、全鉱、電機労連などが加わり、一斉に統一要求を出すこととなった。もちろんこれはたんなる賃金要求だけでなく、二九年度初頭からの民間の賃上げ闘争に加えて、予算成立とともにおこった官公労の人員整理反対闘争、国鉄責任者処分問題、日教組の政治活動禁止法反対運動[1]等が、平和経済国民会議[2]及び憲法擁護の二つの国民的運動に支援されながら登場したのであって、従って、春季闘争は、一九五四年にはじまったといってよい。この春闘に主体性をあたえたものは、炭労、私鉄、合化、紙パ、電産の五単産共闘であったが、翌五五年春闘においては、電機労連、全国金属、化学同盟を加えた八単産が中心となり、さらに公労協が、五五年の一〇月、新賃金の要求提出を行い、「新賃金は総評の賃金闘争とにらみ合わせて明春一―三月にヤマを設定して闘う」方針を決定して、これに参加した。かくして春闘が、名実ともに全国主要労組の賃金闘争となったのは一九五六年であったといえよう。[3]

春闘成立の意義は、すでにのべた一九四八年の政令二〇一号による公務員および公共企業体の労働者の争議行為の禁止以来、人事院勧告に基く公務員給与の決定が、全体として労働者階級の賃金水準を規定し、官公労の闘争が、賃上げに支配的

な影響を及ぼしたのにたいして、春闘の成立は、そのような態勢がくずれて、民間労組の賃上げ要求、民間の賃金上昇に応じて、公務員、公共企業体関係の労働者の賃金が決定されるという点で注目すべきであろう。これは独占資本の立ち直りおよび再編成が本格化し、一方においてPR・HRを中心とする労務管理政策を巧妙且つ大規模にとりいれつつ、労働組合を企業内にかたく封じこめるとともに、他方、賃上げ要求にたいして妥協し、闘争力を削減しようとする新たな状勢に相応するものでもあった。すなわち春闘の成立は、ある意味で官公労組と民間労組との間における賃上げ闘争を通じて、その矛盾を明らかにしたところのものであった。といっても民間産業の賃上げに対して、経営者は、定期昇給制を主張し、生産性本部の設立によって象徴されるように、生産性向上運動の展開によって、「生産性に見合う賃金」の構想をうち出してきた。以上のように、一九五四～五五年の時期は、労働組合運動および労資関係の面で、次第に大きな曲り角を迎えていることが明らかとなった。そしてこのような段階で、「国鉄新潟争議」がひきおこされたのである。

（1）一九五四年、中央教育審議会の「教員の政治的中立に関する答申案」および閣議決定による「教育公務員特例法の一部を改正する法律要綱および義務教育諸学校における教育の政治的中立確保に関する法律案要綱」は、教育の政治的中立を侵すものとして、日教組は全組織をあげて反対闘争を行ったが、阻止することができなかった。この二法案の提出は、一九五四年という日本の独占資本の再編成期を迎えて、国家権力の公務員・公共企業体の労働者の運動にたいする高い姿勢と労働政策の中心がどこにあるかを示したものであった（この点については、拙稿「戦後の教育労働運動についての一素描――日本教職員組合編「日教組二〇年史」の批判的考察を通じて」、三田学会雑誌、第六一巻第六号を参照）。

（2）「平和経済国民会議・労働プラン闘争」とは、朝鮮戦争後の深刻な不況を契機として、人員整理、賃下げなどの合理化がおしすすめられ、そのなかで迫りくるインフレーションの結果としての物価の高まりは、労働者、農民および中小企業者は犠牲に供せられつつある状況のなかで、総評が、その状勢を「すべての勤労国民対ひとにぎりの独占資本との対決」としてとらえ、賃金ひき上げと労働プランによる就労闘争を展開したことをいう。要するに、賃金ひき上げ、完全雇用を中心とする全国民的運動を組織しようとしたもので、朝鮮戦争終結直後の国民生活の危機を物語っているといえよう。当時の総評事務局長、高野実は、一九五四年六月二五日付の『総評』（第二〇〇号）主張のなかで、つぎのように訴えているのがきわめて印象的である。

「『労働プラン』のプランは、計画という言葉だ。『就労闘争』という文字も新しいものだが、つい、四、五日前、アメリカの原子力委員会から帰ったばかりの都築博士が、『原子炉をつくるより、住宅と道路だ』といった。あいつだ。ああいう要求が全国的な要求だ。軍事経済を打ち破り、平和な日本をつくる要求なんだ。産業別組合は、それぞれ産業別の労働プラン（産業綱領といってもよい）を、地域地域は荒れ果てた山河と郷土、産業を守り村にも町にも電車をしき、バスてんぷくの危険のない道路をつくり、雨が降っても水害の心配がなくなるようにと、さまざまな計画をたて、国家予算、自治体の予算を、実力行使で闘いとり、国民生活を守る労働プランをすすめるわけだ。

中小企業はつぶす、失業者を出す。大企業では設備をよくして首を切る。労働強化をやる。賃下げする。こうして国民生活水準を下げようとする敵のデフレ軍事政策との対決は、『国民生活水準を引上げる賃金闘争』と『完全雇用、労働プランによる就労闘争』の二つのテコでたたかうよりない……。

このたたかいを、一太刀二太刀と打ちこんでいきさえすれば道はひらける、きっとひらかれる」（資料戦後二十年史、大河内一男編「労働、」一九六六年、日本評論社、二八九―二九〇頁）。

（3）藤田若雄・塩田庄兵衛編「戦後日本の労働争議」一九六三年、御茶の水書房、三四―三五頁。

国鉄新潟闘争の行われた時期は、炭労を中心とする三鉱連の闘争、日鋼室蘭争議をはじめとして、一連の地方銀行争議や近江絹糸争議、証券取引所争議に象徴されるような人権闘争的色彩をおびたものまでを含み、全般的に中小企業の争議が頻発したのが特徴的である。このような状勢のなかで、公労協の結成以来団体交渉態勢の強化を通じて、賃金の大幅ひき上げを要求して春闘に起ち上っていたが、五七年七月、国鉄当局は、六月四日―五日の春闘処分反対闘争に対し、中部支社管内四鉄道管理局が処分を発表したのをはじめ、新潟、広島、門司、熊本各局でも解雇を含む処分を発表した。それは免職二三、停職二九、戒告一九八、訓告一一九八、厳重注意一七、〇二九という大量のものであり、これにたいし、国鉄労組本部は、「北陸・新潟地本は支部一ヶ所ずつ、中部・関東両地評管内の前記以外の全地本は、各二ヶ所以上の職場大会を開くこと。近く解雇処分を予想される岡山、青函両地本では、反撃態勢を準備せよ」との闘争指令四二号を発し、各地本は、これにもとづいて、闘争に入っていった。(1)

二名の解雇者を出した新潟地本は、七月一〇日および一一日の両日、三時間の職場大会に入っていったのだが、処分撤回

の交渉に応じようとしない新潟鉄道局長は、闘争が継続されるならば、無制限に、処分を行う旨を言明した。これにたいして組合は、関東ブロック代表者会議は、新潟闘争支援の態勢を強め、その結果、局長との交渉は開かれたのだが、しかしやがて新潟地区へ警官の出動を要請した局長の行動にたいして、全線にわたって抗議集会が拡大し、一時は混乱して、収拾困難な状勢となった。だが、七月一四日夜、組合の申し入れにより、交渉が再開されたが、数回の交渉によって、一二、三名の解雇者を一名にするところまできたのであったが、国鉄本社の強硬な指示によって、当局の弾圧政策と官憲の介入で、事態は再び悪化し、重大な段階に入った。一度は妥結寸前までいきながら当局の強硬方針とこれを支持する政府の圧迫政策によって苦境におちいった国鉄労組は、新潟闘争について、どのような態度をとったであろうか。これが問題である。中央執行委員会の意見は大きく二つにわかれた。ひとつは、「全国の闘争が盛り上っていない段階で、闘争をつづけることは危険であり、弾圧の口実を与え、集中攻撃をうけ、犠牲者を多く出すおそれがある」という闘争中止論であり、いまひとつは、「新潟闘争を頂点として、全国的なたたかいに発展させる措置をとるべきではないか」という闘争継続論であり、結局、中央執行委員会は、つぎのような事項を決定した。

1、新潟地本を中心とする関東地評の抗議闘争は、組織の現状および今後の闘争体制整備の観点から検討した結果、この際ただちに一時中止し、中央における団体交渉に移すことにする。

2、西部・関西・東北・北海道地評の抗議闘争は、既定方針どおり進める。

3、処分反対闘争は、その性格上、全労働者的な行動に発展させる必要がある。もとよりこの戦術転換によって処分反対闘争を放棄するものではなく、大会決定の線にそい、今後さらに全組織をあげて体制を強め、総評を中心としてスト権奪還、仲裁裁定実施、昇給の完全実施のたたかいとあわせ、強化する方針である。(2)

要するに中止案を主とする収拾案であるが、中央交渉は、闘争の全面的中止を条件とする当局の強硬方針によって拒否され、また一方、闘争の中止指令をうけた新潟地方の闘争継続および強化を主張する強い要求によって苦境におちいったが、組織状況の限界と新潟闘争の局地性を理由に中止にふみきったのである。

この闘争はいろいろな意味で日本労働組合運動の弱点を暴露した。国鉄労組中央執行部と地方本部との対立、総評を中心とするナショナル・センターの無力、その結果としての民間単組および単産の無関心、こうしたなかでの新潟地本の国鉄労働組合の絶望、これは、たんに一地方争議というにとどまらず、総評内部における組織上・指導上の問題と密接な関係があるところの全労働者の問題であることはいうまでもない。わが国最強の一大産業別組合としての国鉄労働組合が、「組織の状況」を理由に、当然継続し闘い抜くべき闘争を中止したとすれば、その「組織の状況」とは、一体具体的に何を指すのであろうか。総評大会における国労代表野々山が、「新潟の組合員が現在でも後退していないといっている点は同じ意見であるが、相違は決戦的な様相の判断にあると思う。共闘も地域周辺では広がりをみせたが、各単産の共闘体制はじゅうぶんではなかった。国鉄、日教組の問題を全労働者の問題としないところに根本問題がある」といったという。(3)

何故、国鉄新潟の問題が、全労働者階級の問題とならなかったか、最大の規模をもち、ほとんど完全な産業別組合である公労協加入の官公労働組合と、もっとも不完全な産業別連合体組織との矛盾が、ここにもっともよくあらわれているといえる。そういう責任を負うものとしての総評のなかで主導的地位を保持する国鉄労組、その前途は、まことに多難であるといわなければならない。

（1）「国鉄二〇年史」六九八―六九九頁。
（2）前掲、七〇二頁。
（3）前掲七〇四―七〇五頁。